

令和2年度（2020年度） 居住環境整備補助金 一覧表

区分		高齢福祉	耐震			環境		
助成種別名称		バリアフリー化改修工事	木造住宅耐震改修工事	木造住宅簡易耐震改修工事	耐震シェルター・防災ベッド設置	省エネルギー化改修工事	長寿命化改修工事	
対象工事	助成対象となる改修工事等	高齢者になっても安全に支障なく自立した生活が営めるようにするための改修工事で、工事費が5万円以上のもの。	昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法の住宅の耐震改修工事で、耐震強度を1.0以上とするもの。ただし、昭和56年6月以降に増築、改築したものは除く。	昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法による住宅の耐震性能を高める簡易な改修工事費で、50万円以上とするもの。ただし、昭和56年6月以降に増築、改築したものは除く。	昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法による住宅等の一階に、耐震シェルター、防災ベッドを設置するもの。ただし、昭和56年6月以降に増築、改築したものは除く。	住宅等の省エネルギー化を図るための改修工事で、工事費が10万円以上のもの。ただし、昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法による住宅等については、耐震性能が高められているもの。	住宅の長寿命化を図るための改修工事で、工事費が10万円以上のもの。ただし、昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法による住宅については、耐震性能が高められているもの。	
	併用	—	「バリアフリー化改修工事」、「省エネルギー化改修工事」及び「長寿命化改修工事」と併用することができる。	—	—	—	—	
	制限	介護保険法などの他の制度で補助金の対象とならない部分の改修工事。	市の補助を受けた耐震診断の結果、耐震強度1.0未満であったもの	「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づき評点を上げたもの	—	(耐震性能が高められている住宅等)		
	工事例	<ul style="list-style-type: none"> ・出入り口又は廊下の拡幅 ・手すりの取り付け ・床の段差の解消 	耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・柱、梁、壁の補強 ・基礎の補強 ・屋根葺き材を重量から軽量へ葺き替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震シェルターの設置 ・防災ベッドの設置 ・防災ベッド枠の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、床、天井、外壁、屋根の断熱改修（塗装は除く） ・保温性の高い浴室に改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺き替え ・外壁の張替 ・屋根、外壁の塗装 ・床（床を構成する全ての材）等の改修 	
対象者	対象	補助対象住宅の居住者又は所有者	補助対象住宅の居住者兼所有者			補助対象住宅の居住者又は所有者	補助対象住宅の居住者兼所有者	
	世帯制限	65歳以上の方のいる世帯	—	—	65歳以上、または障害者等の方のいる世帯	—		
	借家	可(建物所有者の承諾がある場合)	—	—	可(建物所有者の承諾がある場合)	—		
	納税	所有者（共有者を含む。）及び居住者を含む世帯員全員の市税の納税状況が、納期の過ぎた市税を完納しているか、非課税であること。						
	所得制限	—						
補助金	補助額	対象工事費の20%以内	対象工事の2/3以内	対象工事の50%以内	設置費の50%以内	対象工事費の20%以内		
	上限額	上限額20万円 * 上限額内であれば、年度内で複数回の申請が可	上限額100万円	上限額25万円	上限額20万円	上限額15万円	上限額5万円	
施工者	市が指定する施工業者団体に所属する市内業者				市が指定する施工業者団体に所属する市内業者または、東京都の安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介に掲載されている業者	市が指定する施工業者団体に所属する市内業者		
固定資産税・所得税の優遇	有（条件あり）	有（条件あり）	なし	なし	なし	有（条件あり）	なし	
市窓口	まちなみ整備部 住宅政策課（042-620-7260）							

※交付申請（バリアフリー化・省エネルギー化・長寿命化）単独の受付時期、(1)4/6～4/24受付：4月～8月末日迄に完了 (2)7月受付：7月～11月末日迄に完了 (3)11月受付：11月～2月末日迄に完了